

議案第 6 2 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

四万十町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成 18 年四万十町条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表診療所の項中「

介護保険の対象となる主治医意見書	在宅新規	1 件につき	5,400 円
	在宅継続	1 件につき	4,320 円
	施設新規	1 件につき	4,320 円
	施設継続	1 件につき	3,240 円

」を「

介護保険の対象となる主治医意見書	在宅新規	1 件につき	5,500 円
	在宅継続	1 件につき	4,400 円
	施設新規	1 件につき	4,400 円
	施設継続	1 件につき	3,300 円

」に改め、同表介護保険の項中「4,300 円」を「4,310 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。